

(入札心得)

- 1 入札時間までに参加しない場合は、棄権とみなします。
- 2 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書に代表者の住所、職氏名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押印して下さい。
- 3 入札保証金は、現金、市内の銀行等振出しの自己あて小切手、銀行等の保証書又は入札履行保証保険のいずれかでお願いします。ただし、入札保証金が免除の方は不要です。
- 4 入札参加者は、入札について不正な協議をしてはいけません。
- 5 落札者は、落札決定後、落札日の翌日から6日以内（工事請負については10日以内）に契約保証金を付して、契約締結の手続をして下さい。
- 6 入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者を問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載して下さい。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額にから消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた額を加算した金額をもって契約金額とします。
- 7 入札辞退は自由としますが、事前に辞退届を提出してください。
- 8 指名停止措置の対象となった場合、落札決定の取消を行うことがあります。
- 9 以上のほか、久留米市契約事務規則及び入札に関する法律を守って下さい。